

設置する充電設備の種類別補助対象経費の考え方

※下表にて「×2」の表示がありますが、設置工事等の補助対象経費の考え方であり、補助上限額が上がるわけではありません。

高速道路SA・PAおよび道の駅等、 商業施設・宿泊施設等、 マンション等における既設分譲マンション への設置工事	① 充電設備1基でコネクタが2つの場合	② 1型式で電源部1基、充電部2基の場合
対象充電設備（例）		
(1) 充電設備等設置工事費		
①充電設備等設置工事費	—	—※
②電気配線工事費	—※	—※
③高圧受変電設備設置工事費（QCのみ）	—	—
④特別措置に基づく受電工事費（QCのみ）	—	—
(2) 案内板設置工事費（原則1申請当たり）		
ア．入口が2ヶ所以下の施設への設置	—	—
イ．入口が3ヶ所以上の施設への設置	—	—
(3) 付帯設備設置工事費（原則1基当たり）*1		
①駐車スペースライン引き	×2	×2
②路面表示	×2	×2
③屋根 ※どちらか一方	—	×2
④小屋	—	×2
⑤充電設備防護部材	—	×2
⑥電灯	—	×2※
(4) その他設置に係る費用（原則1申請当たり）		
①雑材・消耗品費、養生費	—	—
②レイアウト検討・図面作製費	—	—
③安全誘導員費	—	—
④停電回避費（高速道路等のSA・PAのみ）	—	—
⑤充電スペース造成費 *2	×2	×2
⑥(1)～(3)の工事がかかったその他労務費	—	—

*1： 補助対象となる工事項目は、各事業を参照のこと

*2： 高速道路SA・PA、道の駅等、商業施設・宿泊施設等およびマンション等における既設分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合のみ

—： 1基あたりの補助上限額

—※： 1基あたりの補助上限額（1型式を稼働させるための設置および電気配線工事を対象とする）

×2※： 効率的な設置をしている場合